

会議の開催結果

1 会議名	第3期第1回さいたま市福祉のまちづくり推進協議会
2 開催日時	平成20年12月22日(月) 9時30分から11時まで
3 開催場所	プリムローズ有朋
4 出席者名	別添議事録のとおり
5 議題及び公開・非公開の別	第3期活動計画について、バリアフリー新法への対応に係る条例施行規則の見直しについて、公共施設のまち歩き点検の実施について等 公開
6 非公開の理由	/
7 傍聴人の数	0人
8 審議内容	別添議事録のとおり
9 その他	

第3期第1回さいたま市福祉のまちづくり推進協議会 議事録

- 1 日時 平成20年12月22日(月)9:30~11:00
- 2 場所 プリムローズ有朋
- 3 出席者(敬称略・五十音順)

天野 修次	さいたま市建設局建築部 部長
石井 初江	公募委員
大嶋 恭一	さいたま市保健福祉局福祉部 部長
河合 洋祐	さいたま市聴覚障害者協会 会長
鹿野 正人	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 所長(代理出席)
國島 徳正	公募委員
佐々木 みつる	公募委員
関根 豊	さいたま市建設局土木部 部長(代理出席)
高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部 教授
田島 昌明	埼玉県警察本部交通部交通規制課 課長(代理出席)
鶴岡 洋	社団法人埼玉県バス協会 専務理事
長根 清平	さいたま市視覚障害者協会 会長
浜田 晋一	東武鉄道株式会社鉄道事業本部工務部建築課 課長
平野 きみ	さいたま市老人クラブ連合会 理事
松澤 正巳	さいたま市都市局都市計画部 部長
松下 充孝	社団法人埼玉県建築士事務所協会 副会長
三浦 匡史	特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま 理事
宮部 幸子	さいたま市手をつなぐ育成会 副会長
矢部 憲春	さいたま市商工会議所 総務・会員サービス部 部長

4 次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 会長選出
4. 議事及び報告
  - (1) 第三期活動計画について
  - (2) バリアフリー新法への対応に係る条例施行規則の見直しについて
  - (3) 公共施設のまち歩き点検の実施について
5. その他
  - (1) さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針(案)について
  - (2) その他
6. 閉会

5 内容

1. 開会
2. 挨拶
3. 会長選出

事務局 会長の選任は、条例施行規則第12条により、委員の互選によることとされております。皆さんいかがでしょうか。

矢部委員 事務局一任。

- 事務局 ただいま、事務局一任とのお声をいただきました。皆様いかがでしょうか。  
＜一同承認＞
- 事務局 委員の皆様のご賛同を得ましたので、ハートビル法に造詣の深い高橋委員に引き続き会長を、本日は欠席ですが、建築関係に造詣の深い水村委員に副会長をお願いすることでいかがでしょうか。  
＜一同承認＞
- 事務局 それでは、会長を高橋委員に、副会長を水村委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。  
高橋委員、どうぞ、会長席にお移りいただき、ご挨拶いただきたいと思います。
- 高橋会長 第三期の会長を仰せつかりまして、ありがとうございます。福祉のまちづくり条例が始まる前からさいたま市に関わらせていただき、市民の皆様、委員の皆様方の熱心な協議等への協力のおかげで、今日の福祉のまちづくりの推進があるのだと感じております。  
また、国の法整備への対応についても鋭意に取り組まなければならないと考えております。  
皆様にご協力いただきながら、協議会を円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。
- 事務局 本会議は公開の会議とし、傍聴人がいないことを報告する。  
以後の議事進行については、高橋会長にお願いする。

#### 4．議事及び報告

##### (1) 第三期活動計画について

事務局 資料1について説明。(省略)

##### (2) バリアフリー新法への対応に係る条例施行規則の見直しについて

事務局 資料2について説明。(省略)

高橋会長 資料2に沿って説明していただきましたが、背景については、ただ今の説明でご理解いただけたかと思えます。2006年にバリアフリー新法が施行され、埼玉県においては、バリアフリー関係の条例、特に義務となる規定の見直しが行われました。今回は、それらに伴う形で、さいたま市の福祉のまちづくり条例施行規則の見直しを行うことになりました。

条例施行規則の見直しの大きなポイントは、対象用途の追加、対象規模の引き下げ、整備基準の強化の3点です。また、さいたま市の福祉のまちづくり条例は、埼玉県の福祉のまちづくり条例に基づき、それ以上の水準をどこかに設けることにより、独自の条例として認められています。そのため、埼玉県の動きがまだつかめていないなかで難しいところではあります。埼玉県の福祉のまちづくり条例を上回る部分をきちんと設けることも、条例施行規則の見直しのひとつのポイントとなると思えます。

また、バリアフリー法や埼玉県の建築物バリアフリー条例で、バリアフリー整備が義務化される建築物の規模が引き下げられ、その部分をさいたま市

の福祉のまちづくり条例に入れ込むわけですが、その際に、現行の条例の後退となることがないようにすることが大切だと思います。

三浦委員 資料2の6のスケジュールについての考えを伺いたい。今回の新法に対する、特に建築基準法と連動する部分についての整備基準マニュアルが、2月改定案作成、3月協議会での意見聴取、4月に整備基準の改定となっているが、改定イコール施行なのでしょうか。

国の法律が交通バリアフリー法、ハートビル法に移行したときには、マニュアルが出るのが遅れ、設計施工の現場が混乱し、半年くらい指導も円滑に進まず、法律に準拠するにはどうしたらよいかという混乱があったわけですが、改定と施行が一気に進んでしまうと、現場が混乱して、また国の法改正のときと同じことを繰り返すのではないかという懸念があります。実際に法に従い、仕事をする側への周知はどうなっておりますでしょうか。

高橋会長 では、施行時期含め事務局から回答をお願いします。

建築総務課 はい。建築事業者、設計者の方への説明は、私どものほうで10月に行っております「違反なくそう運動」の中で説明をさせていただいております。また、北・南部各指導課の窓口にパンレットを置かせていただいております。また、来年3月にも、事業者、設計士の方をお呼びして説明会を行うことを予定しております。また、県のほうでも何ヵ所かで説明会を行っているときいております。

基本的には、7月に交付されました、埼玉県のパリアフリー付加条例が一番厳しい内容となっております。その上にのせるさいたま市の福祉のまちづくり条例については、さほど内容に変化がございません。

高橋会長 そうしますと、4月同時施行の予定ですか。

建築総務課 その予定でございます。

もう一つ、会長からご指摘がありました県条例との絡みについてですが、私どもとしては、用途をバリアフリー付加条例と合わせていきたいと考えており、県と協議を進めております。もうすぐ結論が出るとは思いますが、本日の協議会でのご意見を踏まえた上で、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

高橋会長 他にご意見、ご質問ありますか。

河合委員 施行規則を読ませていただき、ひとつ気になったところがございます。31ページの中央のところ、(4)のゴシックの部分に聴覚障害者が文字により意思疎通が図れるための設備を設けることという表現がございます。「文字」とだけ書いてあると誤解があり、聴覚障害者のコミュニケーションは手話や、フィンガーサインなど多様です。ただし、問題は我が国の教育行政が、目がみえない方や、耳が聴こえない方に対する就学義務を政令で示し始めたのが1948年であり、今の高齢者の中には盲学校に通っておらず、文字だけでは十分にコミュニケーションがとれない方もおります。

ですから、「文字」ではなく「文字等」としていただきたいと思います。

最近では、インターネットやテレビ電話の普及により、画像が送れるよう

になってきております。北欧のスウェーデンでは、通訳が直接現場に行かずとも、インターネットの画像を通してコミュニケーションがとれるようになっております。そういったことも踏まえ、「文字等」としていただきたいと思っております。

事務局 「文字及び音」ということでしょうか。

高橋会長 いえ、インターネット等の画像を通じてコミュニケーションをすることもありますし、今はさまざまなコミュニケーションツールがございます。「文字」だけだと、簡易筆記ボードのようなものだけを意味してしまう恐れがありますので、より広範なコミュニケーションツールに対応していただけるよう「文字等」としていただきたいということです。

これは、とても大切なことですし、条文上も変更することが大きな問題ではないと思っておりますので、検討をお願いいたします。

事務局 ご意見に沿うよう検討してまいります。

高橋会長 他に何かございますか。

國島委員 文章表現のことで気になったのですが、資料の5ページ以降、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する」という表現がありますが、これは要するに「誰でもが」ということをさしているのではないのでしょうか。(旧)の福祉のまちづくり条例では「利用者」となっており、利用者全体をさしているため、同義語ではないかと思われませんが、「誰でもが」と言い切ることは出来ないのかということ素人ながらに思いました。この表現は、バリアフリー新法に示されているため、このような表現になったのだと思いますが、以後この表現が多数出てくるため、表現として工夫が出来ないものかと思いました。

建築総務課 ご指摘の箇所については、法律を引用させていただいたものですので、想定しておりませんでした。検討させていただきたいと思っております。

國島委員 非常に単純なことだと思えます。厳密に言っているのだと思いますが、ここまで限定しなくてもよいのではないかと感じてしまいます。

素人考えですが、ご検討いただけたらと思えます。

高橋会長 実は、これは同義語ではありません。おっしゃるとおり、左側では「誰もが」となっておりますが、右側では2種類に限定しております。学校や保育所のような多数の者だけが利用する施設は、ここのなかでは分野から外れる可能性があります。ここは、いろいろな自治体で課題となっております。また、視覚障害を持っている方々のための通路や経路も特定されておりますので、明確に区分しております。ただし、文章を読むときに何度も何度も繰り返しておりますので、略称等で何とかならないかということもありますし、それから、今私のほうから指摘しましたことでもありますので、条例の内容の後退と受け止められることのないよう、ご注意いただき、事務局のほうで確認精査、ご検討いただければと思えます。

建築総務課 資料22ページに書かせていただいておりますが、読み替え規定により、ものによっては「多数の者」と読み替えさせていただくこともあるというこ

とを付け加えさせていただきます。

高橋会長 条例に基づいた規則ですので、条例本体では、大きく言っているけれども、規則ではせばめてしまうことがないように、丁寧にやっていっていただきたいと思います。

資料2 - 6では、1月に「市民の意見聴取」となっておりますが、どのような方法をとるのか、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いわゆるパブリックコメントという案件にはかかりませんので、パブリックコメントの手法を利用して、市のホームページのほうで公開し、その内容について意見を募集し、聴取していこうと考えております。いただいた意見については、協議会にご報告するという形を考えております。

高橋会長 ホームページ等で周知するだけでなく、協議会に参加されている団体、それ以外の関係団体にも個別に資料を配布していただき、出来るだけ広く周知していただきたいと思います。

それでは、次の議題にうつります。

### (3) 公共施設のまち歩き点検の実施について

事務局 資料3について説明。(省略)

石井委員 大宮駅東口を利用させていただいている立場で、ご質問させていただきます。一般車両用のプールのところを横断する歩道は、一般車が出入りするところであり、駅に向かう又は駅から出てくる多くの方が横断するため非常に危険を感じます。このあたりについては検討されたのか、又は再度検討する予定があるのかということをお聞かせください。

交通企画課 はい。本来であれば、この事業を所管する北部建設事務所の道路安全対策課がお答えすべきですが、分かる範囲でお答えいたします。まず、検討したのかということについては、A3の資料の表面の左側にございますとおり、平成17年に検討委員会を設け、関係者を集めてこの案を作成しております。それに基づき現状の形で整備が進んでおります。

確かに、高島屋の前にバスの乗降所があるため、駅に向かうのに横断歩道を渡ることになるのですが、以前は、高島屋の前からタクシープールを横切り、階段2のところへ駅前広場を横切り直線で向かう方が非常に多くいらっしゃいました。それを改善するため、全体的に現況の歩行者動線を考慮し、通りやすい形にしております。信号機については、警察との協議の上で、ここに信号機をつけてしまうと、一般車が出入りしにくいということで、つけないという方針になったのではないかと思います。

石井委員 一般車のほうが注意すればよいというのはよく分かります。また、この狭いスペースでは、歩行者は平面、車は高架というようなアイディアも困難であったのだろうことは予想がつきながら、この方法が一番よかったのか、また、より事故等が発生せず、安全にここを歩くためにはどうしたらよいのかを考える毎日なものですから、この場で発言させていただきました。

佐々木委員 石井委員に付け加えますが、私もよく大宮駅東口を利用しますが、銀行の

前にあるトンネルは、暗く、一度も利用したことはなく、トンネル付近に自転車が多く置いてあり、交通の妨げになっているのではないのかと思います。利用者はどれくらいいるのでしょうか。

高橋会長 もし分かりましたらお願いします。

事務局 申し訳ございませんが、本日所管課がおりませんので、ご返答出来かねます。

高橋会長 では、佐々木委員のほうに、早めに回答をお願いします。

かなり混雑した駅前広場で、信号機がつけにくいということもあるようですが、歩行者優先と言いながら、実は車優先ということが多々あるようです。これは、大宮駅だけの問題ではありませんが、歩行者の安全を確保するということはどういうことか、もう少し抜本的な部分から考えていかなければならないと思います。信号機等の問題も出ましたので、持ち帰り、ご検討いただきたいと思います。

長根委員 西大宮駅周辺のまち歩き点検のお話がありましたので、その関連でお話させていただきます。西大宮駅をつくるときに、視覚障害者の要求として、ホームにホームドアをつけてほしいというという要求を強くしましたが、結果的にそういった方向にはいかなかったという話を聞いております。

新聞等でご存知の方がいらっしゃると思いますが、先日、春日部駅で、私の同僚がホームに転落しました。それを目撃した春日部共栄高校の勇敢な学生3人がとっさにホームに飛び込み救出してくれました。ホームの上にいる方が緊急停止ボタンを押し、30メートル手前で電車は停止しました。本当にぞっとするような出来事でしたが、駅のホームドアの重要性をもっと真剣に考え、検討いただきたいと思いました。

高橋会長 今のご意見について、事務局のほうから何かありますでしょうか。

事務局 駅のホームドアにつきましては、事業者の考えでございますので、福祉のまちづくり条例関連での届出もございますので、その際に、事業者のほうにお話していきたいと考えております。

高橋会長 事業者の方に丁寧に説明していただきたいと思います。駅は多くの市民の方が利用しますので、事業者の方の対応だけでなく、行政を含めてお願いしていくことが必要だと思えます。

以上で議題を終了し、次のその他に移りたいと思います。

## 5. その他

### (1) さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針(案)について

企画調整課 資料に沿って説明。(省略)

高橋会長 さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針(案)は平成21年3月完成予定でしょうか。

企画調整課 はい。

三浦委員 基本指針については、何かあれば後日ご質問させていただきます。

前の議事にさかのぼり、一般的な質問をさせていただきたいのですが、高

橋会長のほうが詳しいとは思いますが、国のほうで、国土交通省の施策として、部門ごとにバリアフリー・ユニバーサルデザイン等を何年までにどれくらいの水準まで達成するというような、具体的な数値目標を打ち出しています。第2期の推進協議会のなかで、公共施設のバリアフリー化の水準がかなり低いというレポートをいただきました。また、第3期の初回ですが、さいたま市のほうでも政策的に、公共施設や自前の施設について、数値水準をもって整備していく、タイムスケジュールをもって対応していくといったようなお考えをお持ちかどうか、今の考えをお聞かせください。

事務局 ご質問につきましては、前回の統計調査の際にもお話をいただきましたとおり、新規のものにつきましては、現状でも、おおよそ整備基準に準拠しており、引き続き準拠していただきたいと考えております。既存の学校・公民館等につきましては、現在のところ、具体的な数値目標をもって取り組むという形は考えておりません。公共施設のバリアフリー化については、バリアフリー化が進んでいる事例を協議会で取り上げ、それを広げていく形をとりたいと思います。

三浦委員 国のほうは積極的にバリアフリー化を進めるために、かなり踏み込んで、努力義務で建て替え、改修待ちであった既存施設についても、具体的なパーセンテージを挙げて目標を提示してきました。その数値がどこまで内実をもったものかは分かりませんが、それを各現場に落とし込んでいくには、各市町村のほうで対応していかなければ、国の目標は達成されないと思います。ですから、ただ単に所管課に任せるというのではなく、リーダーシップをとって進めていただきたいと思います。

高橋会長 企画調整課についても理念を作るだけでなく、今後実際に具体化していく方策を庁内の検討委員会等の中で考えていただきたいと思います。それから、やはり具体的な数値目標がないと、具体化しないと思います。今作られている推進基本指針についても、先を見据えて、ぜひ他の自治体のモデルとなっていきたいと思います。

ちなみに、福祉のまちづくり条例の適合率は把握されていますか。

建築総務課 届出の段階で、おおよそ3割程度となっております。

高橋会長 それでは、大変かとは思いますが、指導していただきたいと思います。

## (2) その他

事務局 前回の協議会でご指摘のありました学校施設のバリアフリー化につきまして、学校施設課より説明いたします。

学校施設課 説明。(省略)

高橋会長 障害者用駐車場関係については、どうなっていますか。

学校施設課 新設については設置しておりますが、既存の学校については、手元にデータがありませんが、スペースの問題があり、かなり少ないと思います。

高橋会長 難聴者向けの文字筆記のボードのようなものは、外来者受付等に、分かりやすく設置されていますか。



学校施設課 聴覚障害者に対する、そういった施設整備は行っておらず、大変申し訳ございませんが、今後検討させていただきたいと思います  
高橋会長 是非やれるところはやっていただきたいと思います。

## 6. 閉会

事務局 長時間にわたり活発なご議論をありがとうございました。

以上